

教育長定例記者会見 会見録

日時：令和3年11月12日（金） 14時45分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・ 三重県教育委員会が国への要望活動を実施します
- ・ 令和4年3月県立学校卒業予定者の就職内定状況（令和3年10月末現在）について

質疑事項

- ・ 公立学校における「1年単位の変形労働時間制」の導入を行わないことを求める請願について

発表項目

○三重県教育委員会が国への要望活動を実施します

本日は2点説明いたします。

1点目は、三重県教育委員会が国への要望活動を行うというものです。

要望先は、文部科学省、文化庁、スポーツ庁で、期日は来週月曜日の11月15日です。

要望項目につきましては、お手元の方に冊子はお配りさせていただきましたけれども、15点ございまして、1点目が、ICTを活用した教育の推進。2点目が、カウンセラーとかワーカーの配置など「誰一人取り残さない」「みんなが大事にされる」教育の推進。3点目が、外国人児童生徒に対する支援の推進。4点目が、教職員の働き方改革の推進と外部人材の活用。5点目が、安全・安心に学べる教育環境の整備と財源確保ということで、コロナ対応もここに入っています。6点目が、学級編制標準の引下げと加配定数の維持拡充。7点目が、登下校時における子どもたちの安全確保です。8点目が、義務教育費国庫負担制度の充実。9点目が、学力向上施策に対する支援の充実。10点目が、特別支援教育の充実。11点目が、就学前教育の充実のための施策。12点目が、子どもの貧困対策の推進。13点目が、学校給食・食育の充実と健康教育の推進。14点目が、文化財保護事業等の拡充。15点目が、海女漁のユネスコ無形文化遺産への登録ということです。

直接要望活動を省庁を訪問して行うのは、令和元年度以来ということでございます。

○令和4年3月県立学校卒業予定者の就職内定状況（令和3年10月末現在）について

2点目は、令和4年3月の県立学校卒業予定者の就職内定状況の令和3年10月末現在を取りまとめました。

1番のところ、県立高校の卒業予定者の就職内定状況（全日制・定時制）です。卒業予

定者が11,387人で、うち、就職希望者が3,533人です。そのうち就職内定者が10月末時点で3,095人で、未内定者の方が438人です。そのうち、92人は結果待ちの生徒です。就職内定率が87.6%です。令和元年10月末は87.4%です。昨年度は、例年9月16日の採用選考の開始時期が1か月後ろ倒しとなりましたので、令和元年の数値を掲げさせていただいております。

2番が、県立特別支援学校高等部卒業予定者の方の就職内定状況で、卒業予定者が263人。うち就職希望者が65人、就職内定率が、23人ということで、35.4%となっております。一昨年10月末が35.3%です。

今後の対応ですけれども、県立高校の対応として、就職未内定者のうち、応募事業者が決まっていない生徒が在籍する学校につきましては、県教育委員会の担当者と就職実現コーディネーターが、応募が可能な事業所の求人を提供して当該校を支援いたします。また各学校でも、進路指導の教員とコーディネーターが協力して、個々の生徒に対して個別面談を行います。令和4年1月からは、希望する学校で、就職未内定者がハローワークや地域若者サポートステーション等の担当者から就職情報を直接得る機会を設定いたします。特別支援学校につきましては、現在未内定の生徒は、実習先の事業所からの就職内定に関する評価を待っている状況です。その結果、就職内定に至らなかった生徒については、進路指導担当教員とキャリア教育サポーターが連携して、新たな事業所での職場実習の実施につなげるなど、引き続き支援に取り組んでまいります。

私からは以上です。よろしくお願いいたします。

発表項目に関する質疑

○令和4年3月県立学校卒業予定者の就職内定状況（令和3年10月末現在）について

（質）就職内定状況について伺いたいですけれども、就職内定率が、コロナ前の令和元年とほとんど変わってないのかなというふうに思ったんですけれども、新型コロナの影響で就職活動の状況が少し変わっていると思うんですけど、数字には特にそういったことは反映されてないというか、変わってないという感じなんですか。

（答）一昨年とまず求人数を比べてみますと、令和3年7月末の求人数は、三重労働局の発表で高卒新卒者の求人数は、7,272人ということです。それでコロナ前である令和元年7月末は9,216人ということで、求人数でいくと、約2割減少をしております。それから、昨年は、コロナの影響で、9月16日という期日が1か月後ろ倒しになったんですけれども、今年度は例年通り9月16日という期日になりました。ただ一方で、就職試験とかその後の受けた方々の、内定というか決定が、少し遅れたという状況がございます。今のは10月末現在ですので、その影響は解消されているんですけれども、そういったところがございます。あとはコーディネーターなり、やっぱり求人数が少ないということが一昨年に比べるとありますので、早いうちから就職を希望する生徒の希望職種であったり、希

望の業界であったり、それから適性とか、いろんな面での個別指導も含めて丁寧にさせていただいているところです。

(質) 87.6%という数字自体の率直な受けとめはいかがですか。

(答) 一昨年を少し上回る数値ということで、現時点で、コロナの以前と比べて求人数は少し少ないですが、現時点での内定率がこのようになっているということについて、少しほっとしているというところがございます。ただ一方で、未内定の生徒が、現時点で438人ということがございますので、その方々には、学校がしっかり支援するとともに、教育委員会も学校やその生徒をサポートしていきたいというふうに思っています。

(質) そもそも、ちょっと求人数が減ってるのは、コロナの影響を受けてという状況になるということですか。

(答) そうですね。令和3年7月は先ほど申しましたけど7,272人で、令和2年と比べると255人増えたということはあるんですけども、一昨年は9,216人ですので、2割程度減少しているということで、やっぱりコロナの影響が出ているというふうに、労働局の方でもそういうふうな認識でおりますし、我々もそういうふう感じております。

その他の項目に関する質疑

○公立学校における「1年単位の変形労働時間制」の導入を行わないことを求める請願について

(質) 前回の会見で導入を発表されました変形労働時間制について、しないように求める請願が出た。これについて、教育長としては、請願は不採択としたいということなんですね。教育長のご意見としては。

(答) そうですね。資料のほうにその考え方を示してありますけれども。

(質) これ今日の教育委員会定例会では、この件について結果はどうだったんですか。

(答) 結果としては全員一致で不採択と。

(質) 全会一致で。

(答) はい、請願について不採択というふうに決定されました。

(質) これその請願という形で出てきたわけですけども、県議会としては、県議会の請願という点では関係はないんですね。

(答) そうですね。制度として教育委員会に対して出せるという制度がございますので。

(質) なので、とりあえずこれ不採択になったら、この請願に対する扱いは教育委員会としてはもうこれで終わり。

(答) そうですね。この請願された方に対して、本日そういう議決をしたということを通知するということになります。

(質) これそのなんか教職員の団体であったりとか、そういった教育関係者の方から出てきたようなものなんですか。

- (答) その属性について私は存じ上げていませんけれども。
- (質) 属性について存じ上げる必要があるかどうかという話ですけど、これその変形労働時間制の導入について、教育現場ではどのように受けとめられているかというのはですね、一定なにか調査なり聞き取りなりしておられますか。
- (答) 例えば市町教育委員会とかに対しては、元々法律が令和元年12月に改正されて、教育職員に対して、1年間の変形労働時間制が条例を制定して、その他諸々条件ありますけれども、導入することも可となったということが創設されました。その後、教職員課の方から、そういう制度について、市町教育委員会事務局の考え方について意見交換したり、聞き取りなりをしたというところはございます。
- (質) 市町の教育委員会事務局は、全て導入には賛同しているんですかね。
- (答 教職員課長) 導入をしてほしいということでございます。
- (質) 全市町から。
- (答 教職員課長) はい。あの、そうですね。県が市町に照会をしまして。
- (答 教職員課) アンケートと意見交換をさせてもらいまして、実際に県が条例を制定した時に、導入するかどうかは検討していきたいというところもありました。条例を整備しないと市町の教職員の方に適用できませんので、県が条例を整備することは賛成しますという回答でした。
- (質) 全市町の教育委員会事務局が、条例の整備については全て賛成ということですね。
- (答 教職員課) はい。
- (質) 導入の意向に関しては聞き取りされていないんですか。どれぐらいが導入しそうとか。学校ごとなんでしたっけ、そもそも。
- (答 教職員課) 学校ごとにできます。
- (質) その上でなんですけど、あくまで市町の教育委員会事務局レベルでの興味と聞き取りですね。いわゆる学校現場自体がどうなのかという点でいくと、現場の教職員からはどうだとか。例えば県立高校で、教職員のこの受けとめはどうだっていうのは肌感覚的に、何かわかっておられることはありますか。
- (答 教職員課長) 今の段階で、校長会でこういうような制度を導入するとか、議会の方に条例をあげますというようなことはお話をしている段階なんですけれども、まだ特にそのレベルでは反対とかそういうのはございません。
- (質) 最後、教育長に聞きますけど、条例が整備された場合は、県立学校では速やかに導入していくということなんですか。
- (答) 制度として、例えば学校単位で全て導入するとか、あるいは県立学校全てで導入するとかいう制度の枠組みにはなっていないんです。
- (質) 前回の会見ですと、各学校の判断に委ねるような。
- (答) 委ねるというか、県立であっても県教育委員会が一律に県立学校についてこの制度を導入するというふうな形で決めるという大きな枠組みではないです。導入するにあたっ

でも、これは全国的に法律があつて、そのもとで必要な事項ということについて、文部科学省の方でも基本的な事項が示されておりまして、それを踏まえてそれぞれの学校が、学校単位でなくても取り入れるということが出来ますので、例えば分掌単位であつたり、個々の部分について具体的にどうするかということ、県立学校でしたら学校長なりが学校の中の状況を踏まえて、教職員とも対話をしながら検討して、実際には県の教育委員会の教職員課ともやり取りをしながら、どうしていくかというのを決めていくというふうな流れになります。今までの勤務時間のように、1日の勤務時間を全て何時間にするとか、週休日をこうするとかということで、そもそもそういう制度じゃないですので、その辺りはそれぞれの学校の状況とかがありますので、校長が丁寧にその辺りを把握しながら、県立でしたら我々教職員課が校長とやり取りをして、どんな対応をしていくかということ、これからやり取りしていくことになります。

以上、15時03分終了